

施策  
10

# 親子の健やかな発達への支援

主担当課 ことども課

## 基本方針

赤ちゃんを安心して産むことができ、親子の愛情を育み、子どもの心と体が健やかにのびのびと育つことのできるまちをめざします。

将来の父性、母性を育み、自らの命の大切さとお互いの性を尊重し合える取り組みを進めます。

妊娠期を健康的に過ごし、安心して出産できるよう支援するとともに、乳幼児の疾病対策・むし歯予防を推進し、乳幼児が健やかに成長・発達するよう支援します。

## 現状と課題

核家族化や少子化が進む中、一人の女性が生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成20年は1.30人であったものが平成22年は1.28人と減少傾向にあり、1.43人の県平均を下回っています。

少子化の主な要因は結婚・出産に対する価値観の変化による晩婚化の進行や未婚率の上昇、また、雇用環境の変化等による経済的不安定の増大などが考えられます。また、市内には産婦人科がなくなる等、出産や育児に不安を抱えている家庭が増加しています。

- 10代の妊娠中絶割合は増加傾向にあり、平成21年度には0.87%となりました。感受性豊かな思春期のうちに、命や性の大切さ、性に関する正しい知識を学び、将来の健全な父性・母性を育むことが必要です。
- 安全・安心な妊娠・出産ができるように、妊産婦の不安解消、相談体制等の充実と経済的支援が必要です。
- 毎年20～30人の乳幼児が、乳幼児健康診査等で要精密検査と診断されています。乳幼児の疾病対策を進めるためには、病気の早期発見、早期治療が重要です。
- ゆとりをもって子育てができるように、育児不安の解消や養育者同士の交流を図ることが必要です。
- 平成22年度の12歳児のむし歯本数は1.27本と、県平均を大きく下回っています。幼児から小中学校における歯科保健対策が求められています。

## 施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
乳幼児健康診査受診率	97.4%	97.3%	97.2%	100.0%	4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳児健康診査の受診率
平均むし歯本数	1.63本	1.33本	1.27本	0.75本	12歳児の一人平均むし歯数（永久歯）
合計特殊出生率	1.30人	1.37人	1.28人	1.45人	一人の女性が一生に生む子どもの数を示す指数
新生児訪問指導率	70.0%	72.0%	81.0%	90.0%	生後1カ月以内に訪問指導した指数

## 今後の取り組み

### 1 思春期保健指導の充実

未来のお父さん、お母さんとなる中学生や高校生が赤ちゃんと触れ合うことにより、命の尊さ、性の尊さを学び、お互いの「生と性」を尊重し、父性・母性を育むための取り組みを推進します。

「生と性」の専門的な学習会や相談会を開催し、性に関する正しい情報や知識等を深めるための教育の充実を図ります。

- ・生と性の専門的な学習会及び相談会
- ・赤ちゃんふれあい体験学習事業

### 2 妊産婦の健康づくりの推進

妊娠期を健康的に過ごし、安心して出産及び子育てができるような支援を推進します。

妊婦の健康維持・管理のために妊娠届時に妊婦健康相談、マタニティセミナー<sup>\*</sup>、妊産婦訪問指導の充実を図ります。また、妊娠中の母体・胎児の異常例を検出し、適切な管理や治療に結びつけるため、妊婦健康診査の経済的な負担を軽減します。

さらに、産後うつ予防対策については、妊産婦訪問指導時に産後うつ病問診を実施して、早期発見・対応による予防対策を進めます。

- ・マタニティセミナー事業
- ・妊産婦訪問指導事業
- ・妊婦健康診査費助成事業
- ・産後うつ病予防事業

### 3 乳幼児の健康づくりの推進

乳幼児の疾病の早期発見・早期治療の推進により、乳幼児の健康の保持増進を図ります。乳幼児健康診査を実施するとともに、未受診者に対しては、保健師の家庭訪問等で健康状態を確認し、発達状況や健康状態の確認に努めます。

また、新生児期に行う先天性代謝異常<sup>\*</sup>の検査料金の一部を助成する等、経済的負担の軽減を図ります。

- ・乳幼児健康診査事業
- ・股関節脱臼検診事業
- ・精密検査助成事業
- ・新生児訪問指導事業

### 4 親子の健やかな発達の推進

親が健康で幸福な子どもを育てるために、同年齢の子どもを持ち、共通の悩みや関心をもつ親同士が育児について話し合い、自分にあった育児の方法を見出すとともに、仲間作りの場を提供する親支援講座を積極的に取り組みます。また、各種講習会や交流会などを開催し、育児不安の解消や養育者同士の交流を図ります。

- ・親支援講座

### 5 むし歯予防の推進

幼児歯科健診、園児歯科健診、児童生徒の歯科健診を実施し、むし歯の早期発見・早期治療を進めます。

1歳6カ月から当該年度4歳になる幼児のフッ素塗布、園児及び児童のフッ素洗口<sup>\*</sup>を行い、むし歯予防を推進するとともに保育園や幼稚園、学校での歯科健康教育の充実を図ります。

- ・歯科健診事業
- ・フッ素塗布・フッ素洗口事業
- ・歯科健康教育事業

## 市民等との役割分担

- ・市民一人ひとりが、健やかな母子の育成と地域での子育て支援について理解し、実践することが期待されます。
- ・乳幼児の健康診査や健康相談等を適切に利用することが期待されます。
- ・将来の親になる人たちが乳児と触れ合うことにより、命の大切さ等を学ぶことが期待されます。
- ・育児不安の解消や養育者同士の交流などを図る講習会等への積極的な参加が期待されます。

基本構想

基本計画

いきいきの泉水

安心の泉水

ふれあいの泉水

活気の泉水

快適の泉水

計画の推進

付属資料

施策  
11

# 保育サービスの充実

主担当課 ことども課

## 基本方針

子どもを持つ親が、安心して子育てと仕事を両立することができ、子どもたちが心身ともに健やかに育つまちをめざします。

保育園の園児の年齢構成や、保育ニーズに対応した保育環境やサービスの充実、効率的な保育園運営等、働きやすい環境づくりに取り組みます。また、保育の資質の向上に努め、保育士の専門性を活かした子育て支援を推進するとともに、保育園での食育<sup>\*</sup>を推進することにより、食生活や生活リズムが身につく取り組みを進めます。

また、学童保育<sup>\*</sup>の対象年齢を拡大し、児童が放課後安心して過ごすことができる環境づくりを推進します。

## 現状と課題

保育園の入園児童数は、少子化の進展に伴い減少しているものの、核家族化や就労形態の多様化により、乳児を含む3歳未満の園児が年々増加していることから、現在のところ1,200人台で推移しています。しかし今後は1,100人台に減少することが見込まれ、定員割れがさらに大きな課題となります。

また、学童保育は児童数が年々増加しており、受け入れ態勢を確保するために施設整備やスタッフの増員を行ってきましたが、まだ不足している状況です。

- 14の公立保育園の約6割が築25年以上で、施設の維持修繕が課題となっています。
- 保育ニーズが高い3歳未満児の受け入れ態勢を整備するにあたり、職員の確保が課題となっています。
- 核家族化や共働き世帯の増加により、保育時間の延長や休日保育の実施等、より多様な保育サービスの提供が求められています。
- 身近に相談相手がいない、また、ひとり親家庭の増加により子育てに関する不安やストレスを抱える家庭が多くなっていることから、保育園が地域の子育て支援の拠点となるとともに、より質の高い保育の提供が求められています。
- 学童保育の対象年齢を小学校3年生から6年生までに拡大することと、それに伴う施設整備や人材確保が課題となっています。

## 施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
3歳未満児の入園割合	21.0%	25.0%	28.6%	32.0%	10月1日現在の公立及び私立認可保育園の入園児童のうち3歳未満児の割合
認可保育園の園児数	1,211人	1,262人	1,229人	1,100人	10月1日現在の園児数
学童クラブ <sup>*</sup> 児童数	250人	278人	303人	420人	毎月1日現在の登録児童数の年間平均登録児童数

## 今後の取り組み

### 1 多様な保育サービスの充実

保護者の就労を支援するため、乳児保育については受け入れを拡大できるよう保育園の施設整備を進めます。

また、拠点園方式による土曜日の通常保育の拡大や休日保育の実施についても検討するとともに、病後児保育<sup>\*</sup>については、医療機関等と協議を進めます。

さらに、国の「子ども・子育て新システム<sup>\*</sup>」の動向を注視しながら、新たなサービスの提供を検討します。

- 乳児保育整備事業
- 休日保育園整備事業
- 病後児保育導入事業

### 2 地域の子育て支援の充実

園児の保護者に対しては、日々のコミュニケーションを大切にしながら、さまざまな機会を通して相談や助言など、保育士等の専門性を活かして支援を行います。

また、保育園が地域の子育て拠点の役割を担うため、保育園の遊戯室を開放するなど、子育て等に関する相談や援助ができる機会を確保するとともに、子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進に努めます。

- 保育園地域交流事業
- 遊びの広場事業

### 3 より質の高い保育の提供

より質の高い保育を提供するため、職員個々の資質の向上及び職員全体の専門性の向上を図ります。

職員や保育園の課題を踏まえた保育園内外の計画的な研修を実施するとともに、職員の自己研さんに対する援助や助言ができる組織運営を図ります。

- 保育園職員研修事業

### 4 保育園の効率的な運営

良好で快適な保育環境を確保し、多様な保育サービスを提供するため、民間活力を活用した効率的な保育園運営を推進します。

また、園児数の減少と施設の老朽化等を考慮した上で、保育園の統廃合を検討します。

公立保育園の民営化については、市民等で構成する「公立保育園民営化計画策定委員会<sup>\*</sup>」を設置して推進します。

- 公立保育園民営化推進事業
- 統合保育園建設事業

### 5 園児のための食育の推進

子どもの健やかな心身の発育のため、食の大切さや楽しみを実感し、発達段階に応じた食育を推進します。

また、親子を対象とした食育教室を実施し、子どもたちの生活リズムや食生活の指導等を行い、家庭への波及効果を促進します。

特に、地域の特産品を活用した地産地消<sup>\*</sup>を積極的に展開します。

- 地産地消事業
- 親子食育教室
- 農産物ふれあい事業

### 6 放課後児童の保育サービスの充実

利用者のニーズに対応した学童クラブの運営に取り組み、仕事と子育ての両立を支援して、児童の健全育成を図ります。

また、「子ども・子育て新システム」により、対象が小学校6年生まで拡大されることを踏まえ、教育委員会との連携を強化し、学校施設等の有効活用を図った施設整備を進めます。

- 学童クラブ運営事業
- 学童クラブ施設整備事業

## 市民等との役割分担

- 保護者は、保育園の事業へ参画することが期待されます。
- 保育園を地域の子育て支援の場として活用することが期待されます。
- 食育についての理解を深め、家庭でも実践することが期待されます。

施策  
12

# 子育て支援の充実

主担当課

こども課

## 基本方針

子どもを持つ親と子育てにかかわる全ての人への負担をやわらげ、安心して子育てができるまちをめざします。

子育て支援センター<sup>\*</sup>やファミリーサポートセンター<sup>\*</sup>を活用し、情報の提供や相談体制の充実を図ります。

子育て中の親子が集まって相談、情報交換、仲間作りができる拠点施設の充実を図ります。また、各種助成制度や手当などにより、経済的な負担の軽減を図ります。

## 現状と課題

経済的な負担を軽減する子ども手当や子ども医療費助成の拡充、また、ファミリーサポートセンターや白山子育て支援センターの開設などが評価され、平成22年度に実施した市民意識調査の子育て支援への満足率は、平成18年度の調査と比較すると17.1ポイント増の33.0%、満足から不満足を引いた満足度スコアはマイナス8.9からプラス14.4に大きく改善しました。

しかし、本市の出生数は、平成17年の384人から平成22年には347人と、依然として減少傾向を示しています。

子育て支援センターは平成22年度に白山子育て支援センターを新設したことにより、平成22年度の利用者は23,190人と前年度対比6,000人増加しました。今後も利用の増加が見込まれます。

●核家族化や少子化、地域社会や家庭での人間関係の希薄化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化してきていることから、家庭での育児不安やストレスを解消するための対策が急務となっています。

●ファミリーサポートセンター事業は、会員数は年々増加しているものの、平成22年度の活動件数は前年度対比15件減の311件、利用しやすい環境づくりが求められています。

●きめ細やかな子育て支援サービスの拠点となる子育て支援センターの施設整備、利用者への情報発信や交流の活性化等、また、これら施設管理やサービスの提供に係る市民協働の仕組みづくりが求められています。

●経済的な負担の軽減を図るための子ども医療費助成の対象年齢の拡大や子ども（児童）手当の拡充などが求められています。

## 施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
合計特殊出生率	1.30人	1.37人	1.28人	1.45人	一人の女性が一生に生む子どもの数を示す指数
子育て支援センター利用者	22,266人	17,190人	23,190人	30,000人	
安心して子どもを産み育てることができると感じている市民の割合	23.4% (H18)	-	23.0%	50.0%	市民意識調査のアンケート項目
ファミリーサポートセンター提供等会員1人あたりの活動件数	6.4件/人	8.9件/人	6.8件/人	10.0件/人	活動件数 / (提供会員 + 両方会員数)

## 今後の取り組み

### 1 地域で支える子育て支援の充実

地域で支える子育て支援の中核組織として、平成19年度に開設したファミリーサポートセンターの活性化を進めます。具体的には、提供会員・利用件数の増加を図るため、サービスの拡充や広報活動、さらに、提供会員の研修会・交流会を行い、地域で支える子育て環境の整備を進めます。

- ・ファミリーサポートセンター事業

### 2 安心して子育てできる環境づくり

子育てへの不安や悩みなどを解消し、安心して子育てができる環境づくりのため、母子保健推進員<sup>\*</sup>や子育てグループなどが主体となって実施している遊びの広場事業が、それぞれ特色のある活動ができるよう、関係団体と連携を強化します。

また、子育てセーフティネットとして、母子保健推進員による赤ちゃん訪問事業を推進します。

- ・遊びの広場事業
- ・赤ちゃん訪問事業

### 3 子育ての交流の場及び情報の提供の充実

子育て支援の拠点である子育て支援センターでは、子育て講演会や育児相談会を実施するとともに、保育園等と連携を図り、子育て情報の提供を行います。また、利用促進を図るため市の広報紙やホームページなどを活用してPR活動に努めます。

子育て支援センターの施設整備については、平成25年4月に開設を予定している統合保育園との併設による整備を進めます。

- ・子育て支援センター運営事業
- ・子育て支援センター建設事業

### 4 子育て相談・指導の充実

育児不安の解消を図るため、育児相談会の開催や電話相談、子育てセミナーや離乳食講習会などの充実を図ります。

- ・ブックスタート
- ・のびのび子育てセミナー
- ・育児相談会

### 5 子育て支援ネットワークづくり

子育てグループの情報交換会や交流会を実施し、それぞれのグループが活動しやすい環境づくりに努めます。

また、市民参画による子育て支援が課題となっていることから、市民との協働による子育て支援やそのための組織づくりなどの研修会を開催します。

- ・子育て支援グループ育成事業

### 6 子育てに伴う経済的負担の軽減

ゆとりを持って子育てができるよう、医療費の助成や子ども（児童）手当の支給などにより、経済的な負担の軽減を図ります。

子ども医療費助成事業では、通院を平成22年9月から小学校3年生まで、また、3人以上子どもがいる世帯は小学校6年生まで拡大して実施していますが、さらに、助成制度拡充を検討します。

また、子ども（児童）手当や特別児童扶養手当<sup>\*</sup>の支給については、国の動向を注視しながら、広報活動を行い、適正かつ効率的な事務処理に努めます。

- ・子ども（児童）手当給付事業
- ・子ども医療費助成事業
- ・特別児童扶養手当支給事業

## 市民等との役割分担

- ・子育て自主グループや支援グループに積極的に参加することが期待されます。
- ・育児不安があった時など行政機関や地域の母子保健推進員に相談することが期待されます。
- ・ファミリーサポートセンターの提供会員への積極的な参加が期待されます。
- ・子育て支援の研修会や講習会などに積極的に参加することが期待されます。

施策  
13

# 援助を必要とする子どもと 家庭の自立への支援

主担当課

こども課

## 基本方針

援助を必要としている全ての子どもやその家庭が、安心して生活ができるまちをめざします。

ひとり親家庭への経済的支援と育児相談や就業相談などの充実に努めます。

児童の虐待に対する認識を深めるとともに、虐待の早期発見・早期対応ができる体制づくりを推進します。

## 現状と課題

ひとり親家庭等が増加しています。児童扶養手当の受給世帯数は平成21年度375世帯であったものが、平成22年8月から父子家庭も対象となったため平成22年度末には437世帯と増加しています。

また、子育てをする環境は大きく変化しており、児童虐待に関する相談件数は平成22年度62件と、過去最高の件数となりました。援助を必要とする子どもやその家庭が自立するための支援が必要です。

- ひとり親に関する子育て支援や生活支援、経済的支援などの制度のPRや適切な利用を図るための啓発活動が求められています。
- ひとり親家庭の自立を促進するため、職業訓練等による資格・技能の取得支援が課題となっています。
- 児童虐待予防対策の中核組織である要保護児童対策地域協議会\*の活性化、情報の共有、関係者の専門性の向上が求められています。
- 虐待に対する相談体制を強化したものの、関係機関や地域における児童虐待防止対策や相談・支援活動は重要であることから相互の情報交換や連携をより強化する体制づくりが課題となっています。
- 児童虐待に対する周知と啓発を図り、児童虐待の早期発見に努めることが求められています。
- 配偶者等からの暴力(DV\*)被害者に適切に対応するための相談窓口体制の充実が求められています。

## 施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
児童扶養手当受給者	368世帯	375世帯	437世帯	400世帯	その年度の3月31日現在の受給者数
職業訓練等による資格・技能の取得者数の累計	-	-	-	12人	平成23年度(制度開設)からの取得者の累計人数
ひとり親家庭医療費助成対象者	1,144人	1,161人	1,105人	1,100人	その年度の3月31日現在の受給者数
虐待相談件数	61件	45件	62件	60件(注)	

(注) 本来は、相談件数を減少させることが望ましいですが、被害にあっている自覚がなかったり、被害にあっても隠すケースが多いと思われるため、相談の掘り起こし等により、ほぼ同数を目標値とします。

## 今後の取り組み

### 1 情報提供と相談体制の充実

ひとり親家庭や障がい児世帯、児童虐待や配偶者からの暴力（DV）などに対し、子どもの健やかな発達を支援するための情報提供や相談体制を充実します。

家庭児童相談室の相談体制を強化して、子育て不安の相談や児童虐待予防などを推進します。

各種制度等を紹介したパンフレットを作成するなどして、情報提供に努めます。

また、市営住宅への優先入居など支援を推進します。

- ・家庭児童相談事業

### 2 ひとり親家庭への自立のための制度の充実

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、医療費助成や児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度の利用の啓発に努めます。

また、ひとり親家庭の自立を促進するため、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費などによる資格・技能の取得支援に努めます。

さらに、育児不安や就業などの相談・支援体制の整備を推進し、自立した生活ができるための支援に努めます。

- ・ひとり親家庭等医療費助成事業
- ・ひとり親家庭就業相談事業
- ・母子寡婦福祉資金貸付事業
- ・高等技能訓練促進費支給事業
- ・児童扶養手当支給事業

### 3 児童虐待の早期発見と早期対応の促進

行政や保育園、幼稚園、学校、警察などで構成している要保護児童対策地域協議会を核として、要保護児童に対する適切な指導や支援を行います。

また、虐待に関する研修会や対応マニュアルを活用した講習会を実施するとともに、民生・児童委員\*や母子保健推進員\*の協力を得ながら虐待の早期発見・早期対応に努めます。

さらに、虐待に関して市民等の理解を深めるため、市の広報紙やホームページなどを積極的に活用した啓発活動を推進します。

- ・要保護児童対策地域協議会運営事業
- ・家庭訪問事業
- ・虐待予防研修事業

### 4 DV被害者への支援

DVに関して広報紙やホームページを活用して周知を図るとともに、民生・児童委員などの協力のもと、情報収集に努めます。

また、警察などの関係機関との連携を図り、DV被害者の支援のためのネットワーク化を推進して、安全を確保するとともに相談及び支援に努めます。

- ・DV被害者相談支援事業

## 市民等との役割分担

- ・心配なことがあった時は早期に行政や関係機関、地域の人に相談をすることが期待されます。
- ・職業訓練等により資格・技能を取得しようとする意欲の向上が期待されます。
- ・障がい者団体等の活動を理解し、支援することが期待されます。
- ・地域全体で子育てを支援する意識を持つことが期待されます。
- ・虐待、DVに関しての理解を深め、疑われる場合は早期に連絡（通報）することが期待されます。

施策  
14

# 健康づくりの推進

主担当課 健康福祉課

## 基本方針

市民一人ひとりが主体的に健康づくりや健康管理を行い、生涯にわたりいきいきと健康に暮らせるまちをめざします。

健康の維持と増進に取り組む意識を育み、健康づくりの機会を提供することで、地域と協働した健康づくりを促進します。

栄養・運動・休養・こころの健康づくりについて、関係機関等との連携を図りながら推進します。

## 現状と課題

社会全体で健康的な生活を送るための関心が高まっていますが、定期的に運動をする人の割合は、平成18年の23.2%から平成22年の24.1%とあまり伸びていないのが現状です。

また、生活習慣の欧米化や機械化による運動不足などにより、がん・心疾患・脳血管疾患などの生活習慣病\*が増加しています。

- 平成22年度に改定した五泉市健康増進計画「健康ごせん21\*」に基づき、生活習慣病予防・がん予防・禁煙対策・こころの健康づくりを重点的に推進します。
- まち全体の健康づくりを進めるためには、地域での健康づくりを積極的に進めることが重要です。
- メタボリックシンドローム\*を中心とした生活習慣病を予防するために、食生活を改善する取り組みが必要です。

## 施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
健康に関する講演会等へ参加したことがある市民の割合	-	-	20.7%	30.0%	市民意識調査のアンケート項目
健康づくりの支援に満足している市民の割合	26.6% (H18)	-	53.1%	60.0%	市民意識調査のアンケート項目における「満足」「まあ、満足」の割合
運動習慣者の割合	-	15.4%	-	25.0%	市民の健康に関する意識・生活習慣アンケート
公認ウォーキングコースの数	五泉地区1	五泉地区1 村松地区1	五泉地区2 村松地区2 (H23)	五泉地区3 村松地区3	

## 今後の取り組み

### 1 総合的な健康づくり事業の推進

健康づくり推進体制として組織されている五泉市健康づくり推進協議会及び五泉市健康増進計画推進委員会において、市が実施している健康づくり施策の審議を行い、市民の総合的な健康づくりの推進を図ります。

市民が主体となって健康づくりに取り組むことを基本とした健康増進計画「健康ごせん21」に基づき、栄養・運動・休養・こころなどあらゆる面からの健康づくり事業の実施を進めます。また、献血の推進にも努めます。

市民や地域、企業等と協働することで、総合的な健康づくりを推進します。

- ・五泉市健康づくり推進協議会運営事業
- ・健康増進計画推進事業
- ・献血推進事業

### 2 地域の健康づくり活動の推進

地域に密着した健康づくりを推進する各地域の健康推進委員会等で、地域での健康づくりの必要性和意識を啓発し、地域住民が主体的に健康づくり活動を行うための支援に努めます。

地域ごとの健康づくり教室や子どもの遊びの広場、高齢者のふれあい集会などを開催します。

- ・地域健康推進委員会運営事業
- ・地域づくり事業
- ・地域の健康教室

### 3 栄養・食生活指導の充実

市民一人ひとりが健康的でいきいきとした生活が送れるよう、健康を維持・増進するための栄養指導や食生活の指導を推進します。

食生活改善推進委員の協力のもと、健康教室やお茶の間サロン<sup>\*</sup>等において生涯を通じた健康づくりや、生活習慣病を予防するための栄養バランスと食生活の改善に向けた指導を行います。

また、食生活を改善するための取り組みとして、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育<sup>\*</sup>を進めます。

- ・栄養指導事業
- ・高齢者食生活改善事業
- ・食育推進事業
- ・食生活改善推進委員協議会

### 4 運動習慣の推進

さまざまな機会を利用して、運動の必要性やその効果について広く普及するよう啓発します。

市民代表による運動推進ワーキングチームの協力のもと、ウォーキングやストレッチ体操など、家庭で手軽に取り組むことができる運動の普及とウォーキングコースの選定、ウォーキングマップの作成等環境を整備します。

- ・住民と進めるウォーキング推進事業

## 市民等との役割分担

- ・自らの健康に対する意識を持ち、献血の推進や健康づくり活動に主体的に取り組むことが期待されます。
- ・地域健康推進委員会活動や健康教室などに、積極的に参画することが期待されます。
- ・ウォーキングなど日常的な運動への取り組みが期待されます。

施策  
15

# 保健予防の充実

主担当課 健康福祉課

## 基本方針

市民が自分の健康レベルを容易に知ることができ、自ら疾病の予防を心がけて健康的な生活が送れるまちをめざします。

各種がん検診や健康診査の受診率の向上と生活習慣病<sup>\*</sup>を予防するための取り組みを推進します。

また、感染症予防対策やうつ・自殺対策の充実を図ります。

## 現状と課題

食生活の変化や運動不足等による生活習慣病の増加、社会環境の変化によるストレス増大など、健康を取り巻く環境は多様化しています。

平成22年度の特定健康診査<sup>\*</sup>受診率は、県下で29位と低く、健診結果での糖尿病有所見者の割合は68.9%と県平均と比較しても高い状況です。

平成9年～18年の40歳～64歳の働き盛りの男性の自殺率は76.4（人口10万対率）で、国53.8、県67.6と比較して高く、自殺対策への取り組みは急務となっています。

- 糖尿病等の生活習慣病やがんによる死亡が増加していることから、健康診査及び特定健康診査の受診率向上が重要です。
- 生活習慣病による医療費の増大や死亡率が増加しているため、食生活や生活習慣の改善を指導する必要があります。また、健康的な食生活を保つためにも、歯科保健を推進していく必要があります。
- 感染症に対する体制整備や食中毒予防に取り組む必要があります。
- 働き盛りの自殺者が多いことから、新たに自殺対策の推進に取り組む必要があります。

## 施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
特定健康診査受診率	32.1%	33.5%	32.8%	65.0%	
糖尿病代謝異常者 <sup>*</sup> の割合	53.4%	68.9%	—	53.0%	
子どもの予防接種率	—	81.6%	83.9%	100.0%	
高齢者予防接種率	56.0%	50.3%	60.7%	60.0%	
ストレスを感じている人の割合	—	81.1%	80.5%	65.0%	市民の健康に関する意識・生活習慣アンケート

## 今後の取り組み

### 1 疾病予防の充実

特定健康診査・健康診査及び各種がん検診等を実施し、自らの健康レベルを確認することで、疾病の早期発見と早期治療を推進します。

五泉市歯科保健計画<sup>\*</sup>に基づき、歯周疾患予防を主にした成人・高齢者の歯科保健の推進に努めます。

がん予防対策として、子宮頸がん予防ワクチン接種費用の助成をします。

また、水俣病患者に対する支援として、相談や家庭訪問等を実施します。

・特定健康診査及び健康診査

・がん検診事業

・成人歯科保健事業

### 2 生活習慣病予防の推進

生活習慣病を予防するためには、健康診査及び特定健康診査などの健診結果及び医療機関等との連携により、保健指導を必要とする人の把握に努めます。

対象者には、特定保健指導及び各種教室を開催し、生活習慣病についての知識の普及、生活習慣改善のための療養指導を実施します。

生活習慣病予防のために、たばこ対策事業を推進します。

・特定保健指導

・糖尿病予防事業

・生活習慣病予防事業

・たばこ対策事業

### 3 脳卒中予防・家庭訪問指導の充実

脳卒中等の病気や障がいによって日々の生活が困難となった方に対して、脳卒中の再発予防等の啓発や心身機能の維持を目的とした脳卒中予防教室を実施します。

病気や障がいなどのために、療養や生活指導の必要な方に対して、保健師等による家庭訪問指導の充実に努めます。

・脳卒中予防教室

・訪問指導事業

### 4 食中毒の予防及び感染症対策の推進

子どもの肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチン・高齢者の肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業を実施し、結核検診の実施と合わせて、感染症予防対策を推進します。また、狂犬病予防接種を行い、飼い犬の適正管理を図ります。

食中毒の予防のため、食品衛生の改善を推進し、さらに新型感染症に対し、緊急時に迅速に対応できる体制整備を進め、広報紙やホームページを活用して感染症に関する最新情報の提供に努めます。

・予防接種事業

・新型感染症対策事業

### 5 うつ・自殺対策の推進

悩みのある人を早く的確に必要な支援につなげるため、地域の身近な支援者としてのゲートキーパー<sup>\*</sup>の養成を実施します。

自殺者の多い働き盛りの年齢の方に対しては、関係機関と連携し、職域での健康相談会の開催や普及・啓発に努めます。

また、自殺者の家族に対しての支援についても検討していきます。

・ゲートキーパー研修

・こころの健康講座

・自殺予防事業

## 市民等との役割分担

- ・自らの健康に対する意識を持ち、各種健康診査を積極的に受診することが期待されます。
- ・自ら生活習慣病の予防に努めることが期待されます。

基本構想

基本計画

いきいきの泉水

安心の泉水

ふれあいの泉水

活気の泉水

快適の泉水

計画の推進

付属資料

施策  
16

# 食育の推進

主担当課 学校教育課

## 基本方針

家族みんなが、新鮮で安全な地場農産物を使った料理の並ぶ食卓を囲み、生涯にわたって健康で心豊かな生活が送れるまちをめざします。

食に関する正しい知識を身に付け、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践するため、食育<sup>\*</sup>意識の啓発活動を進めます。学校や保育園等における給食で「地産地消<sup>\*</sup>」を推進し、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ります。

また、食生活の改善による健康づくりを推進するとともに、家庭や地域が連携して食文化の継承を進め、魅力ある食育活動を推進します。

## 現状と課題

少子化や核家族化などの家族構成の多様化に伴い、特に食生活を取り巻く環境が大きく変化しています。いつでもどこでも好きな食べ物が食べられるようになり「食」に対する意識が気薄になりつつあります。

- 朝食の欠食や栄養摂取、食習慣が乱れてきていることから、子どもの健やかな成長のためにも、正しい生活リズムを確立することが必要です。
- 学校給食における地場農産物の使用率は、供給体制が確立され徐々に上がってきています。さらに、安定的に供給できるシステムの改善を図っていく必要があります。
- 日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病<sup>\*</sup>を予防するためにも、食生活の改善を推進する必要があります。
- 食の欧米化により地域の食文化が失われつつあることから、地場農産物を使った郷土料理を次世代に伝えていく必要があります。

## 施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
毎日朝食をとる子どもの割合	小学生：91.2% 中学生：83.7%	小学生：97.1% 中学生：87.5%	—	100.0%	毎日朝食を食べる児童・生徒数 / 全児童・生徒数 × 100
肥満の子どもの割合	小学生：8.9% 中学生：9.4%	小学生：9.0% 中学生：9.3%	小学生：8.6% 中学生：9.8%	7.0%	肥満度20%以上の児童・生徒数 / 全児童・生徒数 × 100
学校給食における地場農産物利用率	23.2%	26.0%	19.0%	28.0%	学校給食で使用する五泉産農産物使用量 / 全農産物使用量 × 100

## 今後の取り組み

### 1 食育意識啓発の推進

正しい生活リズムの確立や心身ともに健康であるためには、子どものころからのバランスのとれた食事の習慣化が大切です。食育教室を通じた指導や、広報活動による情報提供に努めます。

また、食への関心を高めるための啓発活動を進め、家族で協力して買い物や料理を行い、ともに食事をする事で食事のマナーを習得することを推進します。

- ・食育推進事業
- ・食育だより発行事業

### 2 学校における食育の推進

「生きた教材」である学校給食を活用し、食に関する指導をさらに充実させるため、指導者研修の実施や「食に関する指導の全体計画」等の作成により、計画的かつ継続的な指導の充実を図ります。

また、家庭への理解を深めるため、食育パンフレットの作成、食育だよりの発行などを行い、食育の推進を図るための情報提供の充実に努めます。

- ・学校給食事業
- ・食育だより発行事業

### 3 生産者との交流の推進

食物に対する感謝の念や理解を深めるために、食の楽しさや大切さを経験できるように、給食交流会の開催など、生産者との交流の機会の充実に努めます。

また、野菜の栽培や収穫体験の機会を充実するため、学校や保育園等で行っている野菜づくりや稲作体験を促進します。

- ・農産物栽培体験学習事業
- ・農業交流事業

### 4 地産地消の推進

安全で安心な地場農産物を子どもたちに提供するため、農家と連携を図りながら学校や園への給食食材の安定した供給体制の確立を推進します。

また、旬の野菜料理を紹介した広報活動等により、地場農産物の直売所を幅広い年代層へ利用促進を図り、地場農産物の消費拡大に努めます。

- ・地産地消推進事業
- ・食育だより発行事業

### 5 食育による健康増進の推進

乳幼児から高齢者までの人生の各段階に応じた食育指導や情報提供に努めます。

また、核家族や共働き家庭の増加等に伴う食事の簡便化傾向に対し、外食や中食\*等の際にカロリー表示がされているなど、市民が自分の健康に配慮し、自分に適した食事が選択できるように、関係団体等へ働きかけ、環境の整備に努めます。

- ・健康づくり支援店普及事業
- ・食育だより発行事業

### 6 食文化を伝承する機会の充実

郷土料理を次の世代に伝えていくために、地域や小中高等学校と連携し、料理講習会の開催や指導者の充実に努めます。

また、学校給食においても郷土料理を積極的に献立に盛り込むなど、食文化の伝承に努めます。

- ・郷土料理講習会事業

## 市民等との役割分担

- ・食を通じた健康づくりに努めることが期待されます。
- ・家族が一緒になって楽しい食事をする事が期待されます。
- ・安全・安心な地場農産物に関心をもち、積極的に利用することが期待されます。

施策  
17

# 高齢者福祉・介護保険の充実

主担当課 高齢福祉課

## 基本方針

全ての高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと安心して生活することができるまちをめざします。

要介護状態になることを未然に防ぎ、総合相談などを行うための拠点である地域包括支援センター<sup>\*</sup>の強化を図ります。

介護保険制度を安定的に継続できるように、健全な財政運営を推進するとともに、在宅サービス及び施設サービスの充実を図ります。また、年々複雑化してきている介護保険制度の周知や、気軽にできる体操や転倒予防などの健康づくりを進めます。

## 現状と課題

団塊の世代が65歳となる時期を迎え、高齢化の一層の進展に伴って、介護を必要とする高齢者がさらに増加することが予想されます。介護認定を受けている人の割合は平成20年の15.9%から平成22年は17.8%と増加しています。高齢者の自立支援をはじめ、一人ひとりのニーズに合わせた介護予防や介護サービスを提供する必要があります。

- 要介護状態になることを未然に防ぐための健康づくりや、高齢者を取り巻く環境の変化に対応したきめ細やかな支援体制の整備が求められています。
- 介護サービスの需要は年々高まり、給付費の伸びが続いていることから、安定した介護保険運営のために健全な財政を維持していく必要があります。
- 介護サービス需要の増加と保険料負担のバランスに配慮した介護保険事業計画<sup>\*</sup>を策定し、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくりが求められています。

## 施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
居宅介護（支援）サービス受給率	9.7%	10.2%	11.0%	13.7%	居宅介護（支援）サービス利用者数／高齢者数×100
施設介護サービス受給率	4.0%	4.1%	4.2%	4.4%	施設介護サービス利用者数／高齢者数×100
要介護認定者のうち軽度者の割合	36.2%	36.8%	38.8%	45.0%	(要支援+要介護1認定者)／要介護認定者×100
介護認定率	15.9%	16.9%	17.8%	20.3%	要介護認定者数／高齢者数×100
高齢者になったときも安心して生活することができると感じている市民の割合	24.8% (H18)	-	17.5%	50.0%	市民意識調査のアンケート項目

## 今後の取り組み

### 1 介護保険財政の健全な運営

高齢化の一層の進展に伴い、今後も介護サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれます。そのため、施設及び在宅の介護サービスと介護予防の充実を図りつつ、介護保険制度の周知を行い、給付適正化に取り組み、健全な介護保険財政の運営を行います。

- ・介護給付費適正化事業

### 2 在宅サービスの充実

生涯にわたって住み慣れた地域で在宅での生活ができるよう、訪問介護（ホームヘルプサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、通所介護（デイサービス）、小規模多機能型居宅介護（訪問、短期入所、通所を組み合わせたサービス）などの各種在宅サービスの充実を図ります。

- ・居宅介護サービス基盤整備事業

### 3 施設サービスの充実

施設介護が必要な高齢者のニーズを把握して、介護保険料負担とのバランスも考慮しながら介護保険事業計画の策定を進めます。  
介護保険事業計画に基づいて特別養護老人ホームなどの整備を進め、施設サービスの充実を図っていきます。

- ・介護保険事業計画策定事業
- ・施設介護サービス基盤整備事業

### 4 生活支援サービスの充実

在宅介護支援センター<sup>\*</sup>の地域に根ざした活動を、今後も推進していきます。高齢者を地域で支える体制づくりを進めるとともに、軽度生活援助や安全訪問などの事業を効果的に実施して、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援していきます。

- ・在宅介護支援センター運営事業
- ・地域支え合い事業
- ・高齢者生活支援事業

### 5 介護予防の推進

軽度の介護認定者や介護が必要になるおそれのある高齢者が、元気で生活が続けることができるよう取り組みを進めます。  
介護認定をしていない高齢者に対して調査を行い、要介護状態になるおそれがある人に個人の状態に合った介護予防事業を提供し、高齢者の健康増進や体力維持に努めます。

- ・地域支援事業
- ・介護予防PR事業
- ・健康増進、体力づくり事業

### 6 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターでは介護予防プランの作成、認知症や高齢者虐待防止・対応、権利擁護、介護に関する相談窓口など、総合的な支援を行います。複雑化する相談や事例に関係機関と連携して対応し、高齢者やその家族が地域で安心して住み続けることができるよう体制の充実を図ります。

- ・地域包括支援センター運営事業

## 市民等との役割分担

- ・介護保険制度の理解を深め、適正な介護保険運営への協力が期待されます。
- ・市が提供する介護予防の場に積極的に参加することが期待されます。
- ・介護が必要とならないよう、日頃から介護予防や健康づくりに取り組むことが期待されます。

施策  
18

# 安全・安心な 保健・医療体制の充実

主担当課 健康福祉課

## 基本方針

誰もがいつでも身近なところで安心して、質の高い保健・医療及び福祉サービスを受けることができるまちをめざします。

医師会等関係機関との連携を強化し、それぞれの役割分担を明確にすることで、良質な医療の確保と救急医療体制の維持や充実に努めます。

多様な保健・医療・福祉ニーズに対応できるよう、各機関の役割分担と、それぞれの専門性を活かした連携と体制整備を推進します。

また、感染症や自然災害などの緊急時に対応できる体制整備を促進します。

## 現状と課題

疾病構造の変化に伴う生活習慣病\*をはじめとしたさまざまな病気が増加しています。

平成22年度に実施した市民意識調査結果では、医療整備の充実への満足率は30.2%と低く、産科や専門医不足による現状が課題となっています。また、平成20年の市民1,000人あたりの医師数が0.88人、診療所数が0.5カ所と他市と比較して少ないことが、安心して医療を受けることの割合が45.3%と低い結果となっていると考えられます。医療制度改革に伴い、医師や看護師などの医療従事者の不足、医療費の増大等、医療を取り巻く環境が厳しくなっていることから、地域医療・救急医療の体制を維持することが困難となっています。

- 産科・小児救急医療の確保、寝たきりや認知症等に対応できるよう、一定の水準の医療を、いつでも安心して受診できる体制整備が急務となっています。
- 市民ニーズが多様化・複雑化しているため、分野別ではなく保健・医療・福祉の連携した対応が強く求められています。
- さまざまな病気や健康被害、大規模災害等の緊急時の健康被害が最小限に抑えられるような体制整備が求められています。

## 施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
かかりつけ医をもっている市民の割合	-	-	72.4%	80.0%	市民意識調査のアンケート項目
市民1,000人あたり医師数	0.88人	0.91人	-	1.0人	
市民1,000人あたり一般診療所数	0.5カ所	-	0.5カ所	0.7カ所	
医療整備の充実に満足している市民の割合	20.4% (H18)	-	30.2%	40.0%	市民意識調査のアンケート項目における「満足」「まあ、満足」の割合

## 今後の取り組み

### 1 地域医療体制の明確化と充実

日頃から「かかりつけ医」を持ち、早めの受診を心がけ、重症化しないように一人ひとりが意識を持ち、適正に医療を受けるよう市民への周知を行います。

一次医療\*を担う診療所（かかりつけ医）及び二次医療\*を担う病院（救急時の病院）の役割分担を明確にし、地域医療体制の充実を推進します。

・地域医療確保事業

### 2 救急医療体制の確保と充実

救急患者が休日や夜間でも迅速かつ適正な医療が受けられるよう、救急医療体制の充実に努めます。

また、救急時の搬送先の病院がスムーズに受け入れられるよう連携を充実し、救急医療体制の確保に努めます。

救急医療指定病院の運営に関する支援を行います。

・救急医療対策事業

### 3 新型感染症や自然災害への対応、体制の強化

新型感染症や地震・水害等の自然災害やテロなどに備えて、関係機関との連携・訓練・研修を行います。

また、緊急時におけるマニュアルの活用により、感染症や災害時の対応が迅速かつ適切に行えるようにします。

保健所や医師会・福祉機関等との連携により、ネットワーク化を図り、災害時等の体制の強化を推進します。

・健康危機管理事業

### 4 市外医療機関との連携

産科をはじめ、市内にある医療機関だけでは、入院や高度な治療を要する医療には対応できない場合があるため、二次医療・三次医療\*については、同じ新潟医療圏である新潟市等との連携をもとに、高度な医療体制の確保に努めます。

・広域医療病院群輪番制  
病院運営事業

### 5 休日・夜間等の救急医療体制の明確化

土・日・祝日の急な病気に対する当番医を広報に掲載し、各家庭に周知します。

五泉市東蒲原郡医師会が設置した夜間診療所や土・日・祝日の在宅当番医制事業の運営に関する支援を行います。

・在宅当番医制事業  
・市医師会夜間診療所運営事業

## 市民等との役割分担

<市民>

- ・日頃からかかりつけ医を持ち、重症にならないうちに受診することや、急な場合の夜間の救急医療機関、土・日・祝日の当番医を把握しておくことが期待されます。
- ・自然災害や感染症などの、緊急時の対応について、あらかじめ家庭や地域において話し合うことが期待されます。また、地域で助け合う体制づくりが期待されます。

<医療機関>

- ・一次医療と二次医療の役割分担を明確にし、持続的な医療体制の整備に努めることが期待されます。

基本構想

基本計画

いきいきの泉水

安心の泉水

ふれあいの泉水

活気の泉水

快適の泉水

計画の推進

付属資料

施策  
19

# 社会保障制度の円滑な運営の推進

主担当課

市民課

## 基本方針

健康で文化的な最低限度の生活を営むためには、社会保険や公的扶助などの社会保障制度の充実と維持が必要です。

国民健康保険・高齢者医療、国民年金、生活保護などの各制度を円滑に運営し、市民が病気や老後の生活、不慮の出来事による生活苦など、不安なく安心して暮らせるまちをめざします。

## 現状と課題

国民健康保険は近年医療技術の高度化などによる医療費の伸びや保険税の収納率の低下のため、財政運営が厳しくなっています。また、生活習慣病<sup>\*</sup>予防のための特定健康診査<sup>\*</sup>の受診率について、国が示した平成24年度の目標値は65%ですが、当市における平成22年度の受診率は32.8%で、特に働き盛りの40歳代が10%台、50歳代が20%台と低い状況にあります。

- 年金制度にはサラリーマンが加入する厚生年金などその他の人が加入する国民年金があります。年金は制度改正により仕組みが複雑になり、わかりにくいものとなっています。国民年金制度をわかりやすくお知らせするなど未加入や未納者の解消を図る取り組みが必要です。
- 生活保護については、平成20年秋のリーマン・ショックによる景気低迷の影響を受け、受給者が増加しています。また、高齢化の進行や国民の扶養意識の変化により受給者の約半分が高齢者世帯になっております。生活に困窮している世帯が、自立できるように関係機関が連携して支援していくことが必要になります。

## 施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
1人あたりの医療費	267,097円	277,016円	287,290円	343,034円	年間の国民健康保険療養諸費/年間平均被保険者数
特定健康診査受診率	32.1%	33.5%	32.8%	65.0%	特定健診対象者数(40歳~74歳)に対する特定健診受診者の割合
国民健康保険税の収納率	92.7%	92.8%	93.4%	93.6%	国民健康保険税(現年度一般分)納付額に対する納付済額の割合
人口1,000人に対する生活保護者の数	3.68人	3.82人	4.23人	4.23人	

## 今後の取り組み

### 1 国民健康保険財政の健全化

国民健康保険財政の健全化を図るため、保険税の口座振替や納税相談を行い収納率の向上と事務の効率化、医療費の適正な給付や助成並びに被保険者の資格適正化に努めます。

また、生活習慣病予防のための特定健康診査の受診率の向上や健康指導を充実させ、病気の早期発見・早期治療で医療費の抑制のため健康づくり事業を推進します。

- 国保財政健全化事業
- 収納率向上推進事業
- 医療費適正化事業
- 資格適正化事業
- 健康づくり事業

### 2 高齢者の医療制度の周知

高齢者の医療制度は、平成20年度から後期高齢者医療制度となっておりますが、また新たな高齢者医療制度の検討が進められています。

新たな制度が決定され次第、いち早く、お茶の間サロン<sup>※</sup>などを利用してわかりやすい説明に努めます。

- 医療制度啓発事業

### 3 国民年金制度の周知

関係機関との連携を強化し、国民年金制度の必要性と理解を深めていただくため広報紙やチラシで啓発活動を推進します。

また、転職や離職などによる年金の未加入期間の発生を防ぐとともに、未納者の解消に努めます。

- 年金制度啓発事業

### 4 生活保護世帯の自立促進

さまざまな理由により生活に困窮している世帯が、健康で文化的な生活を営むことができるよう、支援を行います。また、ハローワークなど関係機関との連携を強化し、ボランティアによる就労意欲を喚起するなど就労支援を推進します。

- 生活保護扶助事業
- 住宅手当緊急特別措置事業

## 市民等との役割分担

- 社会保障制度の根幹である国民健康保険や国民年金などの趣旨を正しく理解し、保険税・保険料を適正に納付することが求められます。
- 毎年健康診査を受診することで、自分の健康や家族の健康について改めて考えることが期待されます。
- 病気の早期発見・早期治療に努めることで医療費の減少につながることを期待されます。

基本構想

基本計画

いきいきの泉水

安心の泉水

ふれあいの泉水

活気の泉水

快適の泉水

計画の推進

付属資料

施策  
20

# 安全・安心な水の供給

主担当課 上下水道局

## 基本方針

私たちが毎日使用している水道水は、五泉の豊かな自然が育んだ良質な地下水、伏流水、湧水、河川水から作られ、健康で文化的な生活や各種の産業活動を営むために欠くことのできないものです。

快適な生活や産業活動の原動力として安全で安心なおいしい水、災害に強く安定した水が供給されるまちをめざします。

水源環境保全を図るための啓発活動や、災害に強い水道施設の整備を進めます。また、山間地域への安全・安心・安定した水の供給を図るため、簡易水道<sup>\*</sup>の上水道への統合を推進するとともに、水道事業全体の経営の安定に努めます。

## 現状と課題

当市の水道は、1つの上水道事業と5つの簡易水道事業により運営しています。上水道事業は、水源の大部分が良質な地下水を利用していることから、浄水処理の経費が低く抑えられ、設備投資も抑制できたため、事業経営は比較的安定しています。一方、簡易水道事業は、河川水や伏流水等の不安定な水源や老朽化した浄水施設などの問題を抱えているとともに、経営の効率化が課題となっています。

- 生活や産業活動による水質環境の悪化を防止するため、環境保全に向けた啓発活動や情報公開を進めることが必要です。
- 老朽化した水道施設が多いことから、改良や耐震化を行うなど、災害に強い施設整備を進めることが必要です。
- 河川水などを水源とした簡易水道では、水質が不安定なため、その対応が課題となっています。
- 安定した経営と給水を図るため、2つの異なる料金体系の統一が課題となっています。

## 施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
石綿配水管 <sup>*</sup> の残存率	27.1%	25.7%	23.5%	11.0%	上水道及び簡易水道の石綿配水管残存延長の割合
配水管の漏水件数	20件	25件	39件	15件	
有収率	86.4%	88.9%	88.0%	92.0%	配水量のうち料金収入の収益につながった水量の割合

## 今後の取り組み

### 1 水環境保全の啓発活動

水源環境が悪化すると、水質にも悪影響が現れます。水質が悪化した場合は、基準を満たすために薬剤などを増量したり、浄水処理施設の改良や維持管理などの経費も増大することになります。

生活や産業活動に起因する影響を少しでも軽減し、自然が育んだ大切な水源を将来にわたり守っていくため、水道施設見学などを通じて水環境に関する啓発を推進します。

また、水質検査結果を広報紙やホームページに掲載するなど情報の公開を積極的に進めます。

- 水質検査事業
- 水道施設見学事業
- 水環境啓発活動事業

### 2 災害に強い水道施設の整備

上水道及び簡易水道の一体化した水道施設の構築をめざし、水道事業統合計画に沿った整備を推進します。また、老朽化した水道施設の更新にあわせて、管網<sup>\*</sup>の整備や改良、施設の耐震化を計画的に行い、災害に強い水道施設の整備を進めます。

- 配水管更新事業
- 配水池増設事業
- 簡易水道統合事業

### 3 簡易水道の上水道への統合推進

河川水や伏流水を水源としている簡易水道では、水質が不安定で天候等により悪化することがあります。上水道区域からの配水計画により、安全・安心・安定した水道事業を推進します。

- 簡易水道統合事業

### 4 水道事業経営の安定化

水道経営の状況などの情報を広報紙やホームページ等でわかりやすく公開することにより、水道事業の透明性を高め、市民から信頼される水道経営に努めます。

また、有収率及び料金収納率の向上に努めるとともに、現在、2つの異なる料金体系について早期に統一し、経営の安定を図ります。

- 水道事業経営安定化事業

## 市民等との役割分担

- 水を大切に使うことが期待されます。
- 将来にわたり水源を良好に保つため、水環境に関心を持つことが期待されます。
- 水道料金の適正な納付が求められます。

施策  
21

# 交通安全と防犯の推進

主担当課 環境保全課

## 基本方針

市民生活の中に事故や犯罪などがなく、誰もが安心して豊かなくらしができるまちをめざします。

そのため、市民一人ひとりが交通安全意識を高め、交通ルール・マナーを遵守する取り組みを進めるとともに、交通安全施設の整備を推進します。

また、防犯意識を高め、犯罪が発生しにくい環境を整備するとともに、悪質な販売や消費者トラブルに巻き込まれないための相談体制を充実します。

## 現状と課題

不審者事件や交通事故、消費者トラブルなどに対し、市民の命と財産を守るための取り組みが必要です。

交通事故は年によって変動はあるものの、毎年190件程度発生しており、高齢者の事故件数が年々増加しています。

- 交通事故のないまちをめざし、交通安全都市を宣言しています。交通安全意識の啓発活動やカーブミラー等の整備を推進し、かけがえのない市民の命を守るため、引き続き交通安全への取り組みを進める必要があります。特に高齢者の交通事故防止の取り組みを進めます。
- 全国各地で痛ましい事件、振込め詐欺の被害が発生しており、防犯活動の重要性は日増しに強くなってきています。不審者の出没や空巣、車上狙いなどが発生していることから、安全で安心なまちづくりを積極的に進める必要があります。
- 近年、商品形態の多様化や契約の複雑化に加え、悪質な販売活動による被害が増加するなど、消費生活に関する問題が深刻化しています。消費者相談窓口の充実と消費者関係組織と連携した消費者への啓発などが課題となっています。

## 施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
交通事故の発生件数	194件	164件	195件	150件	
犯罪件数	368件	414件	374件	300件	

## 今後の取り組み

### 1 交通安全意識の高揚

子どもたちや、高齢者などに交通ルールを身につけてもらうため、地域や学校・保育園等で交通安全教室を開催します。また、広報紙やホームページ等を活用して交通安全意識の高揚と普及に努めます。

春・秋の交通安全運動や夏・冬の交通事故防止運動を警察や関係団体と連携して取り組みます。

万が一交通事故に遭った場合に備え、交通災害共済の周知を図り、加入者の増加に努めます。

- ・交通安全啓発事業
- ・交通災害共済加入促進事業

### 2 交通安全施設の整備の推進

歩行者と運転者の安全を確保するため、防護柵やカーブミラーなどを設置するとともに、交通安全看板の設置など交通安全施設の整備を推進します。

また、交差点の改良や信号機等の設置などが必要な場合、関係機関への働きかけに努めます。

- ・交通安全施設整備事業

### 3 防犯意識の啓発の推進

犯罪を未然に防ぐため、広報紙やホームページなどを活用した防犯関連情報を積極的に提供するとともに、防犯意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。

また、各種防犯講習会等への参加を促進し、地域や市全体の防犯活動の活発化を図ります。

- ・防犯意識啓発事業

### 4 地域における防犯体制支援の充実

市や警察などの防犯関係団体で組織する防犯組合連合会\*が実施する防犯講習会や研修会、情報紙の発行などを支援し、地域と行政が一体となった防犯活動を推進します。

また、子どもたちの安全確保や盗難などの犯罪を未然に防ぐため、巡回パトロールや不審者対策などの活動を促進します。

さらに、地域における防犯環境を整備するため、防犯灯設置等の支援を進めます。

- ・防犯灯設置事業
- ・巡回パトロール事業

### 5 消費者相談体制の充実

年々複雑化・悪質化してきている消費者トラブルや詐欺行為に遭遇しないように、さまざまな消費生活情報の提供に努めます。

万が一遭遇した場合でも被害を最小限に抑え、また、わかりにくい商品販売や契約への適切な対応ができるよう消費生活センターを設置するとともに、被害の掘り起し・見守り・啓発などの取り組みに努めます。

- ・消費者保護推進事業

## 市民等との役割分担

- ・普段から交通ルール・マナーを守り、交通事故防止に努めることが期待されます。
- ・交通安全教室に積極的に参加することが期待されます。
- ・防犯関係団体や地域における防犯活動（子どもを見守る活動等）への参加が期待されます。
- ・被害に遭わないため、日頃から情報収集に心がけることが期待されます。

基本構想

基本計画

いきいきの泉水

安心の泉水

ふれあいの泉水

活気の泉水

快適の泉水

計画の推進

付属資料

施策  
22

# 地球環境の保全

主担当課 環境保全課

## 基本方針

資源やエネルギーの大量消費などにより、地球温暖化や大気汚染・水質汚濁などの環境破壊が進んでいます。次世代に豊かな自然と命を引き継ぐために、地球環境を保全し、安心して暮らせるまちをめざします。

環境問題に対する意識啓発を進め、自然環境の保全を図ります。また、省資源・省エネルギーなどを進めるため、ライフスタイルの見直しや水質をはじめとする環境汚染防止対策の推進、太陽光発電などの再生可能エネルギー<sup>\*</sup>の普及活動を進めます。

市が率先して省資源や省エネルギー対策などの地球温暖化防止対策に取り組むことにより、市民や事業者の意識を高め、環境に配慮したまちをめざします。

そのため、公共施設における省エネルギー設備<sup>\*</sup>や低公害車<sup>\*</sup>の導入を推進します。

## 現状と課題

大量生産や大量廃棄など資源やエネルギーの大量消費により、地球温暖化やオゾン層<sup>\*</sup>の破壊、水質汚濁や大気汚染など地球規模で環境破壊が進んでいます。今後も引き続き、地球温暖化防止対策をより積極的に取り組むことが必要です。

- 市民や事業者が、環境保全に対する関心を高めることや、地域の自然環境への理解を深めることが課題となっています。
- 市民や事業者が、日常生活や事業活動において省資源や省エネルギーなどの環境に配慮した主体的な行動をとることが課題となっています。
- 水質・大気汚染防止、水環境の保全を図るため、監視体制の整備や公害防止に配慮した事業活動の促進が課題となっています。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーへの理解や利用の促進、公共施設への計画的な導入、省エネルギー設備の導入が課題となっています。

## 施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
市全体の温室効果ガス <sup>*</sup> の推計排出量	39.0万 t	38.7万 t	38.4万 t	35.0万 t	
市役所の温室効果ガス総排出量	6,980.8 t	7,035.2 t	6,895.1 t	6,300.0 t	
騒音・大気汚染などの公害に悩まされていると感じていない市民の割合	56.3% (H18)	—	63.9%	70.0%	市民意識調査のアンケート項目

## 今後の取り組み

### 1 環境問題に対する意識啓発の推進

身近な生活環境から地球環境まで環境問題をともに考え行動できる意識啓発の取り組みとして、環境学習会の開催や環境情報の提供に努めます。  
市民の中から環境学習の推進の牽引役を担う人材の発掘と育成を図り、併せて環境保全団体の育成を進めます。

・環境保全啓発事業

### 2 自然環境保全の推進

自然の恵みや四季の潤いを感じられる地域を守るため、自然環境の状況を把握し、貴重な動植物の保護など、地域や環境団体と連携し自然環境の保全を推進します。

・希少動植物保全事業

### 3 省エネルギー・省資源化社会形成の推進

市民や事業者が日常生活や事業活動からの環境への影響を認識し、環境に配慮した生活や環境負荷低減の事業活動を行えるよう、省エネルギー・省資源学習会の開催や事業所の環境マネジメントシステム（EMS）<sup>\*</sup>認証取得の支援を行います。

・環境マネジメントシステム（EMS）認証取得支援事業

### 4 公害防止対策の推進

安心して生活できる生活環境を保全するため、河川や工場排水などの水質・大気汚染・騒音・地下水水位観測等の監視を行います。  
また、環境汚染等が起こらないように市民や事業者へ情報提供や啓発活動を行います。

・公害対策事業  
・水環境保全事業

### 5 再生可能エネルギー普及の推進

二酸化炭素の発生を抑制し、環境への負荷の低減を図るため、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの一般家庭への利用促進を進めるとともに、率先して公共施設等への導入に努めます。

・再生可能エネルギー普及推進事業

### 6 率先した地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止対策を市全体で推進するため五泉市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）<sup>\*</sup>を策定し、市民と事業者が一体となった温暖化防止活動を推進します。  
また、市が率先して温室効果ガスの排出削減に努めるため、低公害車の導入や省エネルギー設備の導入を推進します。

・地球温暖化対策実行計画（地域推進版）策定事業

## 市民等との役割分担

<市民>

- ・環境学習会やイベントなどへの参加を通じ、環境問題への関心と理解を深めることが期待されます。
- ・地球温暖化対策と省エネルギー・省資源社会に配慮したライフスタイルへの転換に取り組むことが期待されます。
- ・自然の四季の変化を感じとり、日頃から身近な自然を大切にすることが期待されます。

<事業者>

- ・環境に配慮した事業活動に取り組むことが期待されます。

施策  
23

# 信頼できる 消防・救急・救助体制の推進

主担当課 消防本部

## 基本方針

消防・救急・救助体制を充実させ、火災、災害、救急事故から市民の生命と財産が守られるまちをめざします。

また、火災予防対策と応急手当の普及を図るとともに、AED<sup>\*</sup>設置の促進に努め、市民と消防が一体となった災害に強く安心して生活のできるまちをめざします。

そのために消防体制の充実と消防施設の整備を図るとともに、防火協力団体等との連携強化に努め、火災予防対策を図ります。

救急隊員等の活動技術の向上や体制整備を図り、救急救命率の向上に努めるとともに、家庭や災害現場で市民が応急手当を行えるよう、講習会を開催して普及と啓発を図ります。

## 現状と課題

火災予防活動を通じて市民の意識啓発に努めているものの、火災発生件数は平成21年11件、平成22年15件であり、依然として不注意による火災発生が多い状況に変わりありません。また、高齢化社会の進展により、心疾患の救急出動が増加傾向であり心肺停止患者への応急手当が重要視されますが、応急手当実施率は平成22年38.9%であり、目標値の50%に届いていません。そのため、火災、救急等の災害への的確な対応と、防止活動の推進が必要となっています。

- 消防団員の担い手の確保が課題となっています。
- 防火水槽と消火栓の整備や老朽化に伴う車両の整備が求められています。
- 火災を未然に防ぐための取り組みと、火災による死者を減らすため住宅用火災警報器設置の推進が重要になっています。
- 救急出動がさらに増加しており、救急体制の充実と救急隊員のさらなる資質向上が必要です。
- 心肺停止患者への救命率を上げるため、AEDを活用した市民への応急手当普及と啓発が必要です。

## 施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
消防団員の充足率	93.6%	93.6%	93.6%	96.0%	消防団員数 / 消防団員の定員数 × 100
消火栓等の充足率	79.3%	79.5%	80.1%	83.0%	消防水利設置数 / 国で定める消防水利の基準数 × 100
火災発生件数	15件	11件	15件	10件	
心肺停止患者への応急手当実施率	43.9%	31.4%	38.9%	50.0%	心肺停止患者へ市民が実施した応急手当実施数 / 心肺停止患者の人数 × 100
普通救命講習会の受講者総数(累計)	2,438人	2,859人	3,531人	6,000人	平成10年からの普通救命講習会を受講した総人数(累計)

## 今後の取り組み

### 1 消防体制の充実

複雑多様化している火災をはじめとしたさまざまな災害に、迅速かつ確に対応するため、消防学校入校などにより技術・知識を身に付けるとともに、各種災害に対応するべく訓練を実施し職員の資質向上を図ります。

また、地域防災活動の中心的役割を担う消防団員の担い手が不足していることから、消防団員の福利厚生・装備などを充実させ魅力ある環境を整え、加入促進を図ります。

さらに、ソフト面での消防団活動を推進するため女性消防団員の勧誘に努め、積極的活用を図ります。

- ・消防職員研修事業
- ・消防団員育成事業

### 2 消防施設等の整備

火災などの災害による被害の軽減を図るため、老朽化した消防車両の更新や装備の充実を進めるとともに、消火栓や防火水槽の計画的な設置及び消防・救急無線設備のデジタル化への変更等、消防通信設備の整備を進めます。

また、消防団装備の充実を図るため計画的に小型動力ポンプの更新を行い、火災への対応力を高めるとともに、老朽化の著しい消防器具置き場やホース乾燥塔等の施設改修を進めます。

- ・消防車両整備事業
- ・消火栓・防火水槽整備事業
- ・消防通信設備整備事業
- ・小型動力ポンプ整備事業
- ・消防器具置場等整備事業

### 3 火災予防対策の推進

火災の発生を未然に防止するため、防火対象物への立入検査を実施し、違反の是正を図るとともに、防火管理講習新規講習を開催し、防火管理者の育成に努めます。

各種防火座談会や消防フェア等を開催して、火災予防を推進するとともに、住宅用防災機器設置促進を図ります。

事業所や地域で構成している防火協力団体と連携する事業を展開し、火災予防の啓発活動に努めます。

- ・予防査察推進・防火管理者育成事業
- ・住宅用防災機器設置啓発事業
- ・火災予防啓発事業
- ・防火協力団体連携強化活用事業

### 4 救急救助体制の充実

救急出動件数の増加には、高齢化社会の進展や疾病の多様化が考えられます。救命処置が必須となっている救急需要に対応するため、救急救命士や救急隊員の高度教育研修を充実させ職員の資質向上に努めるとともに、高規格救急車の更新と最新救急資機材の整備を図ります。さらに救助体制について、災害の複雑多様化や大規模化などに備え、救助隊員への専門技術研修を実施するとともに、訓練施設等の整備を進めます。

- ・救急救命士養成事業
- ・高規格救急自動車整備事業
- ・救助資機材等総合整備事業

### 5 応急手当の普及と啓発の推進

市民の尊い命を守るため、救命率の向上に不可欠なことは、その場に居合わせた市民による応急手当です。このため地域や事業所での応急手当普及員の養成と救命率の高いAEDの設置促進に努めます。また、子どもから大人まで多くの市民が普通救命講習会などの救急救命講習を受講できる体制を整備します。

さらに、119番通報の際に通報者が的確に応急手当できるよう口頭指導体制の充実を図ります。

- ・応急手当普及啓発事業
- ・口頭指導体制強化事業

## 市民等との役割分担

- ・防災訓練等の参加により、災害時の対応が身に付くことが期待されます。
- ・講習会等に積極的に参加することにより市民自ら火災予防の重要性を認識することが期待されます。
- ・市民及び事業所は、消防団活動を理解し、参加、協力することが期待されます。
- ・救急救命講習会などへの積極的な参加が期待されます。

施策  
24

# 防災意識の高揚と 防災施設整備の推進

主担当課

総務課

## 基本方針

地震や台風、大雨などさまざまな災害に対する体制が整った、災害に強いまちをめざします。

防災に対する意識の啓発と知識の普及を図るため、広報活動や防災訓練を実施するとともに、地域防災力の要であるコミュニティにおける自主防災組織の育成を推進します。

また、災害による被害を最小限に食い止めるために、防災施設や情報伝達網などの体制整備を推進します。

## 現状と課題

「中越地震」、「東日本大震災」、「新潟・福島豪雨」など、過去に類のない地震や集中豪雨が多く発生していることから、災害に対処していくために、市民と地域と行政が連携した防災体制が必要です。

地域における自主防災組織率は、平成20年8.3%、平成22年13.8%と増加しているものの、低い状態となっています。

- 地域の避難誘導や避難所運営には、お互いが助け合う防災組織の育成が重要です。
- 浸水被害を解消するため、河川や水路を整備する必要があります。
- 土砂災害から人家や公共施設を守るため、防災施設の整備を促進する必要があります。
- 災害時において、迅速で適切な対応を行うためには、より多くの情報伝達を可能とする体制の強化を推進する必要があります。

## 施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
自主防災組織率	8.3%	10.1%	13.8%	30.0%	自主防災組織世帯数/全世帯数×100
避難場所を知っている市民の割合	66.5% (H18)	—	72.3%	80.0%	市民意識調査のアンケート項目
防災対策を行っている市民の割合	12.9% (H18)	—	16.5%	50.0%	市民意識調査のアンケート項目

## 今後の取り組み

### 1 防災意識の高揚

災害などの際に適切な行動がとれるよう、広報紙等を活用した啓発活動を行い、防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及を積極的に推進します。

また、地域自主防災組織や防災関係機関、行政が一体となった総合的な地域防災訓練などを実施し、地域ぐるみの防災意識の高揚に努めます。

- ・防災啓発活動事業
- ・地域防災訓練事業

### 2 防災体制の整備

地震や風水害などさまざまな災害に即応できるよう、地域防災計画に基づき関係機関との連携を図りながら、防災体制の強化を推進します。特に、高齢者や障がい者などの災害弱者の円滑な避難誘導を行うため、情報伝達や避難支援体制の充実に努めます。

そのため、地域における自主防災組織の育成や指導者の資質向上の支援を推進します。

- ・地域防災訓練・水防訓練事業
- ・防災組織づくり支援事業

### 3 防災施設等の整備の推進

道路、上下水道などの公共施設の耐震化を計画的に進めるとともに、避難場所やライフライン<sup>\*</sup>、災害備蓄品などの確保を推進します。特に過去の浸水被害状況等を踏まえ、河川や道路、下水道雨水幹線<sup>\*</sup>等の整備を推進します。

また、土砂災害発生危険箇所の調査・指定に努め、危険区域の定期的な巡回員体制の整備を図るとともに、荒廃した山地の復旧を進め、災害の防止・軽減を推進します。

- ・雨水路整備事業
- ・地滑り危険箇所巡視事業
- ・公共施設耐震化事業

### 4 迅速な情報伝達の充実

災害時において、防災行政無線により現場との連絡手段を確保し、より迅速で正確な情報を伝えるための情報伝達手段の構築に努めます。

また、火災や地震、台風や大雨などのさまざま災害情報など、ホームページ等を活用した情報提供により、二次災害等の防止に努めます。

- ・防災情報提供事業
- ・防災行政無線整備事業

## 市民等との役割分担

- ・危険箇所等を発見した場合は、速やかに通報することが期待されます。
- ・災害に備えた自主的な防災活動をすることが期待されます。
- ・訓練や地域の防災組織へ積極的に参加することが期待されます。

施策  
25

# 雪害対策の推進

主担当課 都市整備課

## 基本方針

雪国である本市において、雪害対策はなくてはならないものとなっています。地域ぐるみで雪害対策に取り組み、誰もが不安なく安全に暮らせるまちをめざします。

除雪機械や融雪施設の整備を促進し、冬期間の交通の確保に努めます。

また、高齢者や障がい者など、除雪の対応が困難な世帯に対する支援を促進します。

## 現状と課題

雪害対策として、車道433.5km、歩道29.2kmの機械除雪作業を行うほか、消雪パイプ整備済区間43.5kmで道路交通の確保を図っており、その距離は年々伸びています。

近年の低迷する経済情勢から、除雪協力業者の除雪作業からの撤退・縮小及び新規参入除雪協力業者の経験不足等、住民要望に対応することが難しい状況が発生しています。

また、高齢者世帯の増加から住民の除雪に対する要望は多種多様となっています。

- 降雪は、通勤、通学、救急、消防などの日常生活に支障を及ぼすことから、スムーズな道路交通機能を確保する必要があります。
- 降雪量の多い山間部に対するきめ細かな雪害対策が必要です。
- 除雪体制を維持することはもちろんのこと、体制の強化に取り組む必要があります。
- 機械除雪が困難な幅の狭い道路や、自力で除雪することが困難な高齢者世帯などに対応するため、市民と行政が一体となった取り組みが求められています。

## 施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
雪が降っても日常生活に大きな支障がないと感じている市民の割合	28.3% (H18)	—	23.7%	30.0%	市民意識調査のアンケート項目
消雪パイプの整備延長	39.1km	42.0km	43.5km	49.6km	実延長距離（累計）

## 今後の取り組み

### 1 歩道除雪の推進

降雪時における歩行者の安全確保を図るために、歩道の除雪が必要となっています。

通学や日常生活の安全な歩行空間を確保し、利便性を高めるため、小型除雪機械などを活用した歩道除雪作業を実施します。

・歩道除雪事業

### 2 道路除雪の推進

一般交通の確保及び歩行者の安全と利便性を図るため、除雪を想定した道路整備に努めます。除雪作業実施体制を確保するため除雪業者と連携を図るとともに体制強化を支援します。

また、降雪量の多い山間地においては、きめ細かいパトロールを実施して市民生活の安全確保に努めます。

・道路除雪事業  
・道路除雪機械整備費補助事業

### 3 消雪パイプ整備の推進

市街地における交通の確保を図るため、消雪パイプの計画的な整備を推進します。なお、実施にあたっては、地下水の保全や有効活用に配慮しながら、整備を進めます。

また、既存消雪施設の計画的な維持管理を行い、冬期間の交通確保に努めます。

・雪寒地域道路整備事業

### 4 地域と一体となった除排雪の推進

除雪作業中の機械の騒音・振動や、除雪作業の妨げとなる迷惑駐車、屋根雪等の適切な排雪など、地域住民の理解と協力のもとに除排雪ができるよう、広報紙やホームページなどを活用した啓発に努めます。

また、各地区や集落における共同除雪に除雪機械を貸し出すなど、市民と行政が一体となった除雪体制づくりを推進します。

・除排雪支援事業

### 5 生活弱者への支援

高齢者世帯や障がい者世帯など、自力で除雪作業が困難な世帯に対応するため、地域コミュニティを活用したボランティアなどによる助け合いの除雪体制を促進します。

・老人世帯等雪あらし支援事業

## 市民等との役割分担

- ・路上駐車や道路への雪出しの防止などにより、除雪作業へ協力することが期待されます。
- ・地域ぐるみで助け合いながら除雪を行うことが期待されます。